

NETIS 新技術情報提供システム

登録申請支援事業実施要領

令和 6年 4月

一般財団法人 先端建設技術センター

NETIS 新技術情報提供システム

登録申請支援事業実施要領

令和 2年 4月 1日 制定
令和 3年 4月 1日 一部改訂
令和 6年 4月 1日 一部改訂

(総則)

第1条 本実施要領は、民間において研究・開発された次条に定める技術の内容について国土交通省が運営する NETIS 新技術情報提供システムへの登録申請の支援を行うことにより、建設事業への適正かつ円滑な導入を図り、もって先端建設技術の普及に貢献することを目的として、一般財団法人 先端建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援事業（以下「NETIS 登録支援」という。）に適用する。

(NETIS 登録支援の内容)

第2条 センターが実施する NETIS 登録支援の内容は、以下に示すとおりとする。

- 一 NETIS 新技術情報提供システム登録申請時の作業手順等の説明
- 二 センターへ NETIS 登録支援を依頼した者（以下「依頼者」という。）が作成した NETIS 新技術情報提供システム登録申請書類案（以下「NETIS 登録申請資料」という。）への助言および修正の提案
- 三 国土交通省地方整備局等 NETIS 申請窓口から追加情報提供等の要望があった場合の支援
- 四 国土交通省地方整備局等 NETIS 申請窓口がヒアリングを実施する場合、依頼者の求めに応じたセンター職員の同席
- 五 その他、NETIS 新技術情報提供システム登録申請に係る相談対応等

(NETIS 登録支援の対象)

第3条 NETIS 登録支援は、「技術開発者」等（技術開発者の承諾を得ていることを示す書類（代理店契約書等）を提出できる者）の依頼を受けて行うものとする。
「技術開発者」：技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。
2 センターは、「技術開発者」等により NETIS 登録支援依頼のあった「新技術」を対象とする。
「新技術」：技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化されている公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれるものという。
「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性

能、機能等が当該技術の目的や日本国が定める基準等を満足することをいう。

「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用され、国土交通省土木工事積算基準の対象となる技術等をいう。

「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性、工程、品質、安全性、施工性、周辺環境への影響の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。

(NETIS 登録支援の依頼の前提条件)

第4条 NETIS 登録支援を依頼しようとする技術（以下「依頼技術」という。）は、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。

- 一 依頼者が第3条 第1項に定義された「技術開発者」等であること。
- 二 依頼技術が第3条 第2項に定義された「新技術」に該当すること。
- 三 技術の再申請でないこと。

ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。

- A. 申請技術の原理が、NETIS 登録技術（過去に NETIS 登録技術であったものを含む。）と同じ又は酷似している
- B. 申請技術の適用範囲、適用効果が、NETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である
- C. 申請技術の技術開発者が、NETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等 NETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる

四 依頼技術については他の特許権等の権利侵害のないものであること。

五 依頼技術が、従前に国土交通省において受理されなかったものでないこと。

(NETIS 登録支援の依頼)

第5条 依頼者は、NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援依頼書（様式S-1）及び開発技術の経緯、理論の概要、使用実績等を記載した技術概要説明書（様式S-2）、試験報告書等の研究成果書、開発技術のパンフレット等のNETIS 登録支援に必要な資料（以下「依頼文書等」という。）及び第8条で定める申込料を添えてセンターに依頼するものとする。

2 依頼に関する打合せ場所は、センター内会議室（東京本部のみ）とする。

(受付審査)

第6条 センターは、NETIS 登録支援の依頼を受けたときは、理事長が組織する受付審査会において、別紙に定める受付審査基準により依頼技術について NETIS 登録支援の承諾の可否を審議・決定するものとする。

2 センターは依頼者に対し、前条に定める依頼文書等について必要な是正を求めることができる。これに係る費用は依頼者の負担とする。

(NETIS 登録支援依頼受付審査結果の通知)

第7条 センターは、NETIS 登録支援の受付審査結果について、NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援受付審査結果通知書（様式S-3）により依頼者に通知するものとする。

(所要経費等)

第8条 NETIS登録支援にあたり依頼者は、以下に定める経費を次条に定める期限までにセンターに納入するものとする。

(1) NETIS登録支援の申込料（11万円（税抜価格10万円））

NETIS登録支援の依頼の着手にかかる経費をいう。なお、申込料は、依頼者がセンターから受領したNETIS登録支援の受付通知の発出日において有効な実施要領にて定められた金額とする。

(2) NETIS登録支援料（44万円（税抜価格40万円））

第2条に規定するNETIS登録支援の実施に係る経費をいう。なお、NETIS登録支援料は、依頼者がセンターから受領したNETIS登録支援の受付通知の発出日において有効な実施要領にて定められた金額とする。

(3) その他NETIS登録支援等に必要となる以下の各号に掲げる費用は、依頼者が負担するものとする。

- ア) NETIS登録に必要な様式等の作成・印刷費
- イ) 第2条第三号に係る経費
- ウ) 第2条第四号に係る経費
- エ) その他センターと協議して必要となった経費

(所要経費等の納入方法)

第9条 前条に規定するNETIS登録支援の申込料については、センターがNETIS新技術情報提供システム登録申請支援の承諾時に請求書を依頼者へ発行するものとし、依頼者は、この請求書を受領後30日以内（土曜日、日曜日、祝日等含む。以下同じ。）にセンターへ納入するものとする。

2 前条に規定するNETIS登録支援料については、センターがNETIS新技術情報提供システムの登録完了を確認できた時点で請求書を依頼者へ発行するものとし、依頼者は、この請求書を受領後30日以内にセンターへ納入するものとする。

3 前条（3）に係る費用については、センターは、NETIS新技術情報提供システムの登録完了を確認できた時点で請求書を依頼者へ発行するものとし、依頼者は、この請求書を受領後30日以内にセンターへ納入するものとする。

4 本条に記載された納入に係る経費は依頼者の負担とする。

(NETIS登録支援の手順)

第10条 依頼者は国土交通省が運営するNETIS新技術情報提供システムにて定められた所定の様式に従ってNETIS登録申請資料を作成し、センターに提出しなければならない。

2 依頼者のNETIS登録申請資料の作成に際して、センターは第9条第1項の申込料の納入を確認の上、第2条第二号に定める支援を行う。なお、依頼者は、センターからの要請に対して誠実に対応しなければならない。

3 前項および前々項における打合せ場所は、センター内会議室（東京本部のみ）とする。
なお、それ以外の場所にて打合せを行う場合の費用は依頼者負担とする。

4 第2条のNETIS登録支援は、NETIS新技術情報提供システム登録完了届（様式S-4）をセンターが受理した時点をもって終了するものとする。

(NETIS登録支援の免責事項)

第11条 依頼者は、センターの助言及び修正案の提案内容を確認し、依頼者自身の責においてNETIS登録申請資料の修正を行うものとする。

2 第2条第三号に係る追加情報については、依頼者が自ら行うものとする。

- 3 NETIS 登録支援は NETIS 登録を保障するものではなく国土交通省地方整備局等 NETIS 申請窓口において登録を却下される場合もあり、その場合センターは責を負わない。
- 4 NETIS 登録支援は、NETIS 新技術情報提供システムへの登録時期を確約するものではない。
- 5 登録支援対象技術は（様式 S-1）の技術とする。

（依頼者の義務）

- 第12条 NETIS 登録支援において、当該依頼技術が「第3条 NETIS 登録支援の対象」、「第4条 NETIS 登録支援の依頼の前提条件」、または、別紙に定める「受付審査基準」のいずれかに合致しなくなった場合、依頼者は速やかにセンターにその旨を届出なければならない。
- 2 NETIS 登録申請資料については、依頼者自身で国土交通省地方整備局等 NETIS 申請窓口へ提出するものとする。
 - 3 （様式 S-1）に変更があった場合、依頼者は可及的速やかにセンターにその旨を届出なければならない。
 - 4 依頼者は、NETIS 新技術情報提供システムへの登録が完了した際には、可及的速やかに、第10条第4項に規定する（様式 S-4）を提出しなければならない。

（NETIS 登録支援の解除）

- 第13条 NETIS 登録支援において、当該依頼技術が「第3条 NETIS 登録支援の対象」、「第4条 NETIS 登録支援の依頼の前提条件」、または、別紙に定める「受付審査基準」のいずれかに合致していない事が認められた場合、あるいは依頼者が書面をもって NETIS 登録支援の解除を申し出た場合は、センター及び依頼者は、NETIS 登録支援を解除するものとする。
- 2 依頼者及びセンターは、NETIS 登録支援において、一方当事者からの助言等の求めに対し、他方当事者は速やかに対応しなければならない。なお、第10条第2項に係るセンターからの助言等に対し、6ヶ月間依頼者が何ら対応しない場合は、センターは NETIS 登録支援を解除できる。
 - 3 NETIS 登録支援に関して、センターは、依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合は、書面通知により、NETIS 登録支援を解除できるものとする。
 - イ) 第8条（1）に記載された NETIS 登録支援の申込料の支払いが履行されないとき
 - ロ) 契約の条項に違反したとき
 - 4 受付審査結果通知日から2年を超えて、第12条第4項に規定された（様式 S-4）をセンターが受理しない場合に、センターは NETIS 登録支援を解除できる。なお、次条に定める NETIS 登録支援の一時中止により、依頼者は期間を延長することができる。
 - 5 センターは、本条第1項から第4項の他、何等かの理由により NETIS 登録支援の継続が困難と判断した場合は、理由を付した上で、NETIS 登録支援を解除できる。
 - 6 NETIS 登録支援が解除となった場合、センターは、依頼者が提出した NETIS 登録申請資料を破棄するものとする。
 - 7 NETIS 登録支援を解除した場合においては、第8条（1）に規定する申込料は理由の如何を問わず返金しない。また、第8条（2）および（3）に規定する費用は、センターが定める方法によって精求するものとする。
 - 8 前項に規定する費用については、センターが NETIS 登録支援の解除時に請求書を依頼者へ発行するものとし、依頼者は、この請求書を受領後30日以内にセンターへ納入するものとする。

(NETIS 登録支援の一時中止)

- 第14条 NETIS 登録支援において、依頼者が書面をもって NETIS 登録支援の依頼の中止を申し出た場合は、センター及び依頼者は、協議の上、NETIS 登録支援を一時中止するものとする。
- 2 依頼者が書面をもって NETIS 登録支援の再開を依頼した場合、依頼者及びセンターは、速やかに NETIS 登録支援を再開しなければならない。なお、一時中止の期間は1年間を限度とする。

(NETIS 登録支援技術に係る責任)

- 第15条 第12条第4項に規定する（様式S-4）の対象技術については、すべての責任を依頼者が負うものとする。

(機密保持)

- 第16条 センターは、「第5条 NETIS 登録支援の依頼」および「第10条 NETIS 登録支援の手順」に関し、知り得た秘密情報は依頼者の許可なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、依頼者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 2 センターは、第8条に規定する所要経費等の納入が確認できた後、依頼者が提出したNETIS 登録申請資料を破棄するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第17条 依頼者は、自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）に定める定義による。以下同じ。）、子会社、又は関連会社が次の各号に定める者（次の各号に該当する者を総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、準暴力団、暴力団員・準暴力団員又は暴力団員・準暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - 二 暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。
 - 三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。
 - 四 その他前各号に準ずる者。

(裁判管轄)

- 第18条 NETIS 登録支援を含め、本実施要領に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、また東京簡易裁判所を調停の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

- 第19条 センターは、隨時、本実施要領を変更することができる。

附 則

- 1 本実施要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。